

枚方市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 26 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

1. 監査の対象

(1) 対象部課

社会教育部 社会教育課
 放課後子ども課
 文化財課
 スポーツ振興課
 中央図書館

(2) 対象事務

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 25 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[社会教育課]

○社会教育事業について

社会教育課では、社会教育法に基づき、各種の社会教育事業を実施しているが、各種概要書、報告書等ごとに異なった事業名称が使用されていた。

今後は、市民にとって分かりやすい資料作成の観点から事業名称を整理するよう要望する。

[放課後子ども課]

○留守家庭児童会室の運営について

留守家庭児童会室では、おやつ代等の現金保管に係るリスク管理や備品の管理について、改善が必要な状況が見受けられた。

今後は、枚方市物品管理規則及びマニュアル等に基づき、適切な事務処理を行うよう要望する。

また、三季休業期間中における休憩時間の取得については、引き続き、休憩時間の取得状況等を把握し、適正な児童会室の運営とするよう要望する。

[文化財課]

○埋蔵文化財の発掘調査に関する事務等について

枚方市物品管理規則には、販売を目的とする物品の売払いの状況について、物品出納員へ毎月報告しなければならないと規定されている。文化財課では、「枚方市史」などの販売を行っているが、同規則に基づく報告は行われていなかった。

今後は、書籍等の現在高及び払出しの状況など総合的に在庫を管理し、同規則に基づき適切な事務を行うよう要望する。

[スポーツ振興課]

○体育団体等の活動補助金の見直しについて

スポーツ振興課が所管するスポーツ少年団活動補助金及び体育団体活動補助金については、平成 28 年 9 月に定められた補助金の見直しに関する方針に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めた補助金交付要領が策定されたが、交付団体の予算や財政状況等の確認において不十分な点が見受けられた。

今後は、補助金交付の要否の検討を適正に行うためにも、交付団体の予算や財政状況等を把握・勘案し、更なる妥当性の検証に取り組むよう要望する。

[中央図書館]

○指定管理者制度導入図書館の業務モニタリングと評価について

本市では、指定管理者制度を先行導入した 2 施設に加え、平成 30 年度からは、生涯学習市民センター・図書館複合全 6 施設に指定管理者制度を導入することとしている。

今後は、先行導入した 2 施設の成果や課題等の検証を踏まえ、より一層の市民サービスの向上と効果的・効率的な図書館運営を行うことを要望する。